

静情審第15号

平成19年7月23日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会

会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成17年9月14日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

医療事故に関する公文書の非開示決定に対する異議申立て（諮問第144号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が非開示とした文書のうち、別表1の開示すべき部分欄に掲げる部分は開示すべきである。

2 異議申立てに係る経過

- (1) 平成17年5月6日、異議申立人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、静岡県知事(以下「実施機関」という。)に対し、平成13年1月1日から平成16年12月末日までの間に作成された静岡県立総合病院及び静岡県立こども病院における医療事故に関する一切の書類の開示を請求し、平成17年5月9日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、別表2の公文書(以下「本件公文書」という。)及びその他11件の公文書(以下「その他公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成17年5月18日、実施機関は、異議申立人に対し開示決定等の期間延長を通知した。
- (4) 平成17年6月22日、実施機関は、本件公文書には、条例第7条第1号、第4号及び第6号に掲げる情報が記録されているとの理由で、条例第11条第2項に基づき開示をしない旨の決定(以下「本件処分」という。)をし、異議申立人に通知した。
また、同日、その他公文書について、部分開示決定をし、異議申立人に通知した。
- (5) 平成17年8月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成17年8月11日、実施機関はこれを受け付けた。
なお、部分開示決定については、異議申立ては行われていない。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の住所、氏名を伏せれば特定の個人を識別することは不可能である。性別、年齢が分かったとしても、個人が特定されるわけではない。何の手術が行われたかさえ開示されていないが、手術名が明らかにされても、個人が特定されることにはならない。手術の概要(手術の方法、手術の年、死亡の年)が開示されても、個人が特定されることにはならない。
- (2) 静岡県では、事故が起きても事故の概要すら公表しない。これでは、事故があったことすら全部隠し通せる。県が管理する遊具等の物品で死亡事故があれば、概要は公表するはずだ。概要すら公表しないということは、条例第7条第2号を大義名

分にして、事故を隠していることは明らかである。

- (3) 事故が何科に多いのか、術後管理に多いのか、診断誤りによるものかわからない。事後的な検討が行われたり、改善が図られたのかかわからない。
- (4) 医療事故の発生を防止し、改善するには、なぜ、どのような状況において医療事故が発生したのか、これに対して行政がどのように対応し、再発防止策がいかにとられたのか、またとられていないのか等を個別に検証することが必要不可欠である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書及び意見陳述で主張している本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 民事調停に係る公文書

個人のプライバシー保護の観点から、民事調停法第 22 条、非訟事件手続法第 13 条により調停手続の非開示が定められ、民事調停規則第 23 条により当事者及び利害関係人にのみ調停記録の閲覧が認められている。よって、調停手続き及びその記録は非開示情報に該当する。

また、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、診療内容等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なう恐れがあることから非開示情報に該当する。

(2) 捜査関係事項照会書及び回答書

捜査関係事項照会書、同回答は、刑事訴訟法第 53 条の 2 の「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定は適用されないので、適用除外に該当する。

(3) 本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書

当該文書に含まれる、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容および診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なう恐れがあることから非開示情報に該当する。

また、本件処分時に係争中の訴訟事案であり、県の訴訟に関する意思決定、それに係る弁護士からの意見・助言が含まれており、公にすると訴訟の方針等を相手に知られることになり、県の訴訟における当事者としての地位を不当に害する恐れがある。よって、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、訴訟に関する文書は非開示情報に該当する。

(4) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書

当該文書に含まれる、個人を識別しうる住所、氏名のほか、病名、病状、術前・術後の身体状況、診療内容および診療経過等は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報であり、公にすることにより個人の権利利益を損なう恐れがあることから非開示情報に該当する。

また、本件処分時に確定した証拠保全及び訴訟事案であり、県の訴訟に関する

意思決定、それに係る弁護士からの意見・助言が含まれており、公にすると訴訟の方針等を相手に知られることになり、県の訴訟における当事者としての地位を不当に害する恐れがある。よって、開示することにより業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、訴訟に関する文書は非開示情報に該当する。

5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の性質及び内容について

本件公文書は、その性質により、「民事調停に係る公文書」、「民事訴訟に係る公文書」及び「捜査関係事項照会書及び回答書」に分類することができる。個々の文書の性質は次のとおりである。また、内容は別表3のとおりである。

ア 民事調停に係る公文書

民事調停に係る公文書とは、実施機関が当事者となった民事調停に関し作成取得された文書である。本件公文書のうち民事調停に係る公文書は、別表2の(1)に掲げた10文書である。

(ア) ご通知（別表2の番号欄の番号（以下「番号」という。）1）

ご通知は、調停の申立人の代理人弁護士から実施機関あての通知である。

(イ) 調停期日呼出状（番号2）

調停期日呼出状は、裁判所が実施機関に対して調停期日に出頭するよう求める通知である。

(ロ) 患者Aについての調停について（番号3）

患者Aについての調停については、調停に対する実施機関の対処方針を記載した文書である。

(ハ) 患者Aの調停の結果（番号4ないし8）

患者Aの調停の結果は、調停に出席した実施機関の職員が調停の内容を記録した文書である。

(ニ) 検討依頼書（番号9）

検討依頼書は、実施機関の代理人弁護士が実施機関の職員に対して調停に関して検討を求めた文書である。

(ホ) 調停進行経過報告書（終了）（番号10）

調停進行経過報告書（終了）は、実施機関の代理人弁護士が実施機関の職員に対して調停に関して報告した文書である。

イ 民事訴訟に係る公文書

民事訴訟に係る公文書とは、実施機関が当事者となった民事訴訟に関し作成取得された文書である。本件公文書のうち民事訴訟に係る公文書は、別表2の(2)に掲げた73文書である。

(ア) 期日呼出状

期日呼出状（番号11、13、15ないし19）は、民事訴訟法第240条により、裁判所が実施機関に対して証拠保全申立事件の証拠調べ期日に出頭するよう求

める通知である。

期日呼出状には、証拠保全申立書、証拠保全決定、借用方依頼、静岡県立総合（こども）病院への連絡について（依頼）及び疎明方法として提出された文書が添付されている。

証拠保全申立書は、申立人が民事訴訟法第234条により証拠保全の申立をするために裁判所へ提出した文書である。証拠保全申立書の記載事項については、民事訴訟規則第153条第2項で規定されている。

証拠保全決定は、民事訴訟法第234条により証拠保全のため証拠調べをする旨の裁判所の決定である。

借用方依頼は、裁判所書記官から実施機関あてにされた証拠保全申立事件の証拠調べのための部屋等の借用の依頼である。

静岡県立総合（こども）病院への連絡について（依頼）は、裁判所書記官から実施機関の職員あてにされた証拠保全申立事件の証拠調べの連絡の依頼である。

- (イ) 県立こども病院における証拠保全手続きの立会い（番号12）及び復命書（番号14）

県立こども病院における証拠保全手続きの立会い及び復命書は、証拠保全による証拠調べに立ち会った職員が作成した復命書である。

- (ウ) 訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）（番号20ないし26、29、30、33、35ないし40、42ないし54、56ないし58、60ないし64、66、67、69ないし72、74ないし77、80、81、83）

訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）は、病院経営室長が訴訟事務処理要領第8条に基づき口頭弁論等の結果について法規室長へ報告した文書である。

訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）には、準備書面、答弁書、証拠申請書、証人調書、附帯控訴状、鑑定の申出書、進行協議期日における質問に対する回答、訴訟進行経過報告書、求釈明書、意見書、復命書、裁判記録、決裁用資料、特定の医師の証人調書について、和解勧告の受諾について及び証拠方法として提出された文書が添付されている。

準備書面は、訴訟の当事者が民事訴訟法第161条第1項により裁判所へ提出した文書である。準備書面の記載事項については、同条第2項で規定されている。

答弁書は、被告側の最初の準備書面である。準備書面の記載事項については、民事訴訟規則第80条第1項で規定されている。

証拠申請書は、訴訟の当事者が民事訴訟法第180条第1項により証拠の申出をするために裁判所へ提出した文書である。

証人調書は、民事訴訟法第160条により、裁判所書記官が作成する文書のうち証人尋問に係る文書である。

附帯控訴状は、民事訴訟法第293条により、被控訴人が請求についての原判

決を自己の有利に変更することを求めるために裁判所へ提出した文書である。

鑑定申出書は、民事訴訟法第180条第1項により、当事者が裁判所に対して鑑定を申し出た文書である。

進行協議期日における質問に対する回答は、進行協議期日における裁判官の質問に対する当事者の回答を記した文書である。

訴訟進行経過報告書は、実施機関の訴訟代理人が実施機関の職員に対して訴訟の進行経過について報告するため及び訴訟を遂行するにあたって必要な資料の作成等の指示をするために、実施機関の訴訟代理人が作成し、実施機関の職員に対して提出した文書である。

求釈明書は、実施機関の訴訟代理人が、裁判所に対して釈明権の行使を求めた文書である。

意見書は、訴訟の処理方針に関して実施機関の訴訟代理人の見解を実施機関に対して述べるために、実施機関の訴訟代理人が作成し、実施機関の職員に対して提出した文書である。

復命書は、弁論準備手続に出席した実施機関の職員が弁論準備手続の内容について復命した文書である。

裁判記録及び決裁用資料は、弁論準備手続に出席した実施機関の職員が弁論準備手続の内容について記録した文書である。

特定の医師の証人調書については、実施機関の職員が証人調書の内容に関して実施機関の訴訟代理人弁護士に対して提出した文書である。

和解勧告の受諾については、訴訟における和解の方針を連絡するため、実施機関の職員から損害保険会社あてに出された文書である。

(エ) 訴訟受継の申立について（報告）（番号27）

訴訟受継の申立について（報告）は、病院経営室長が訴訟受継について法規室長へ報告した文書である。

訴訟受継の申立について（報告）には、訴訟受継の申立が添付されている。

訴訟受継の申立は、原告が訴訟受継を行うために裁判所へ提出した文書である。

(オ) 訴変更の申立について（番号28）

訴変更の申立については、病院経営室長が訴変更について法規室長へ報告した文書である。

訴変更の申立については、訴変更の申立が添付されている。

訴変更の申立は、原告が訴変更を行うために裁判所へ提出した文書である。

(カ) 訴訟の結果等について（報告）（番号31）

訴訟の結果等について（報告）は、病院経営室長が訴訟事務処理要領第9条に基づき訴訟結果等について法規室長へ報告した文書である。

訴訟の結果等について（報告）には、判決書、控訴状、強制執行停止決定申立書、強制執行停止決定、供託決定書、供託書が添付されている。

判決書は、裁判所が民事訴訟法第243条第1項により行った判決を記した文

書である。判決書の記載事項については、253条で規定されている。

控訴状は、控訴人が民事訴訟法第286条第1項により控訴の提起をするために裁判所へ提出した文書である。控訴状の記載事項については、同条第2項で規定されている。

強制執行停止決定申立書は、実施機関が民事訴訟法第403条第1項により強制執行停止の決定を求めて裁判所に提出した文書である。

強制執行停止決定は、強制執行停止決定申立に対する民事訴訟法第403条第1項による裁判所の決定である。

供託決定書は、強制執行停止決定申立に対する民事訴訟法第403条第1項による裁判所の決定である。

供託書は、実施機関が民事訴訟法第405条第1項により供託所に供託をしたときに、供託所が供託金の受領を証明するために発行した文書である。

(キ) 指定代理人の指定について (番号32、41、79)

指定代理人の指定については、訴訟の指定代理人を指定し、裁判所へ通知するために作成した文書である。

(ク) 指定代理人の変更 (消滅及び指定) について (番号34、55、59、68、73、82)

指定代理人の変更 (消滅及び指定) については、訴訟の指定代理人を変更し、裁判所へ通知するために作成した文書である。

(ケ) 訴訟の係属について (報告) (番号65、78)

訴訟の係属について (報告) は、病院経営室長が訴訟事務処理要領第5条に基づき訴訟の係属について法規室長へ報告した文書である。

訴訟の係属について (報告) には、口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状、訴状並びに証明方法として提出された文書が添付されている。

口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状は、裁判所が実施機関に対して口頭弁論期日の呼出及び答弁書提出の催告を行う文書である。

訴状は、原告が民事訴訟法第133条第1項により訴えを提起するために裁判所へ提出した文書である。訴状の記載事項については、同条第2項で規定されている。

ウ 捜査関係事項照会書及び回答書

捜査関係事項照会書及び回答書とは、検事総長が刑事訴訟法第193条第1項に基づき定めた「司法警察職員捜査書類基本書式例」の様式第48号捜査関係事項照会書により作成した照会書及びそれに対する回答書である。本件公文書のうち捜査関係事項照会書及び回答書は、別表2の(3)に掲げた2文書である。

(ア) 捜査関係事項照会書 (番号84)

捜査関係事項照会書は、司法警察員から病院局長あてに提出された捜査関係事項照会書である。

(イ) 捜査関係事項照会について (回答) (番号85)

捜査関係事項照会について (回答) は、捜査関係事項照会書に対する病院局長の回答である。

(2) 非開示情報該当性について

実施機関は、民事調停に係る公文書については、条例第7条第1号及び第2号を、民事訴訟に係る公文書については、条例第7条第2号及び第6号を、捜査関係事項照会書及び回答書については、条例第35条を非開示の根拠としている。

なお、実施機関は、本件処分においては、民事訴訟に係る公文書のうち本件処分時に確定していた訴訟に係る公文書については、条例第17条第1項を、捜査関係事項照会書及び回答書については、条例第7条第4号を非開示の根拠としていたが、意見書において主張を変更している。

条例第7条第1号は、「法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報」を非開示情報と規定している。

また、条例第7条第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

また、条例第7条第6号は、「県の機関（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定し、「次に掲げるおそれ」としてアからオの5つを例示しているが、イとして「契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、県（中略）の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定している。

また、条例第35条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。

以下、公文書ごとに非開示情報に該当するかについて検討する。

ア 民事調停に係る公文書

条例第7条第1号は、法令の規定により公にすることができないと認められる情報を非開示情報と規定しているので、民事調停に係る公文書に記載された情報がこれに該当するか検討する。

民事調停の手続について、民事調停規則第10条は、「調停の手続は、公開しない。」と規定しており、非公開である。また、記録の閲覧について、第23条は、

「当事者又は利害関係人は、裁判所書記官に対し、記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書の交付を求めることができる。」と規定しているので、当事者又は利害関係人以外の者は記録の閲覧をすることはできない。このように非公開で行われ、記録の閲覧が当事者又は利害関係人に限定されている手続に関する情報は、法令の規定により公にすることができないとされていると言える。

したがって、民事調停に係る公文書に記載された情報は、条例第7条第1号の非開示情報に該当する。

イ 民事訴訟に係る公文書

民事訴訟に係る公文書は、本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書と本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書に分けて検討する。

(ア) 本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書

本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書に記載された情報が、条例第7条第6号の非開示情報に該当するかについて検討する。

本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書には、実施機関の訴訟代理人や実施機関の職員による訴訟の見通し、実施機関の訴訟代理人から実施機関の職員に対する訴訟を遂行するにあたって必要な資料の作成等の指示、将来の期日における主張立証の内容等が含まれており、これらの情報から、訴訟に対する県の方針、対応策等を知ることができる。

したがって、これを開示すると、係争中の案件に関し、係争の相手方に県の手の内を知らしめることになり、県の地位を不利にすることになる。

したがって、本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書に記載された情報は、契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、公にすることにより、県の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるから、条例第7条第6号の非開示情報に該当する。

(イ) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書

最初に、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書に記載された情報が、条例第7条第6号の非開示情報に該当するかについて検討する。

文書を開示することによって第三者が訴訟に対する県の方針、対応策等を知ることができたとしても、すでに判決（和解）が確定している以上、当該訴訟に関する県の地位を不当に害することはない。

また、将来起こりうる同種訴訟における県の地位を不当に害するおそれがあるとの主張も考えられる。しかし、訴訟の事実関係は訴訟ごとに異なるものであるから、訴訟に対する県の方針、対応策等も訴訟ごとに異なるものであり、一般的には、確定した判決（和解）に係る文書を開示し、その訴訟における県の方針、対応策等を公にしたとしても、将来起こりうる同種訴訟における県の地位を不当に害するおそれがあるとは言いがたい。

したがって、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る本件公文書に記載

された情報は、条例第7条第6号の非開示情報には該当しない。

次に、本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書に記載された情報が、条例第7条第2号の非開示情報に該当するかについて、個々の情報ごとに検討する。

- a 患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間、遺族の住所及び氏名並びに担当医師及び看護師の氏名

患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間並びに遺族の住所及び氏名は、特定の個人を識別することができるものであり、担当医師及び看護師の氏名についても、他の情報と照合することによって患者個人を識別することができるおそれがある。

したがって、患者の郵便番号、住所、氏名、生年月日及び診療期間、遺族の住所及び氏名並びに担当医師及び看護師の氏名は、条例第7条第2号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすべきである。

- b 事件番号

事件番号は、裁判所において事件ごとに割り当てる番号である。この番号だけでは特定の個人を識別することはできないが、この番号をもとに訴訟記録を閲覧することによって、特定の個人を識別することができる。したがって、事件番号は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、条例第7条第2号本文の個人識別情報である。

次に、同号ただし書について検討すると、事件番号は、口頭弁論期日には裁判所において掲示されるものであるが、当該期日に裁判所にいた者だけが知りうる情報であり、ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

したがって、事件番号は、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

- c 別表4の内容欄に記載した情報

別表4の内容欄に記載した情報には、特定の患者の病名、症状、診療内容、手術内容、身体状態、家族の状況等に関する情報が記載されている。

これらの情報は、個人の生命、身体、健康に直接関わり、極めて機微にわたる私的な情報である。したがってこれらの情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号の非開示情報に該当する。

- d 上記a b c以外の情報

上記a b c以外の情報は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

- ウ 捜査関係事項照会書及び回答書

条例第35条は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法

律第 42 号) の規定が適用されないこととされた公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。そして刑事訴訟法第 53 条の 2 は、「訴訟に関する書類及び押収物」については、情報公開法の規定は、適用しないと規定している。したがって、捜査関係事項照会書及び回答書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当すれば、条例の規定は、適用されないことになる。

そこで、捜査関係事項照会書及び回答書が「訴訟に関する書類及び押収物」に該当するかについて検討する。

情報公開法は、「訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第 47 条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法 53 条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法(第 40 条、第 47 条、第 53 条、第 299 条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、情報公開法の適用除外としたものである。」(総務省行政管理局編「詳解情報公開法」250 ページ)

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類であると解され、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含むとされている。

捜査関係事項照会書及び回答書は、被疑事件に関して作成し、又は取得された文書であるから、「訴訟に関する書類」に該当する。

したがって、捜査関係事項照会書及び回答書には条例の規定は適用されない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

民事訴訟に係る公文書

(1) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書（証拠保全関係）

文書名	開示すべき部分
期日呼出状	相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、期日、場所
証拠保全申立書	標題、日付、宛先、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、送達先の郵便番号・住所・名称、申立の趣旨（患者の氏名、生年月日、診療期間を除く。）、疎明方法、附属書類、保全目録（患者の氏名、生年月日、診療期間を除く。）
証拠保全申立書に添付された疎明方法	医学書、ご連絡（患者及び遺族の住所・氏名を除く。）、医薬品に関する説明書、文献
証拠保全決定	標題、決定文、主文、日付、裁判官の所属・職・氏名、正本であることの証明、書記官の所属・職・氏名・印影、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、検証先の郵便番号・住所・名称、保全目録（患者の氏名、生年月日、診療期間を除く。）
借用方依頼	相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、日時、場所
静岡県立総合（こども）病院への連絡について（依頼）	日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文
県立こども病院における証拠保全手続きの立会い	決裁欄の病院局職員の印影、標題、証拠保全の概要（患者の氏名、診療期間を除く。）、今後の対応、その他
復命書	標題、決裁欄の病院局職員の印影、出張年月日、出張先、用件（患者の氏名を除く。）、内容、日付、出張者の職・氏名・印影、宛先、別紙のうち標題、証拠保全の概要（患者の氏名、診療期間を除く。）、今後の対応

(2) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書（口頭弁論関係）

文書名	開示すべき部分
訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、事件名、日時、区分、次回期日
準備書面	被告（控訴人）の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影
準備書面に添付された証拠方法	意見書のうち被告（控訴人）、標題、日付、意見書提出者の所属・氏名・印影

	証拠説明書のうち控訴人名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、表（作成者の項に記載された看護師の氏名並びに立証趣旨の項に記載された医師の氏名及び意見書の記載内容の引用を除く。） 内視鏡TV室の見取り図、写真、医学書
答弁書	控訴人の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、附帯控訴の趣旨に対する答弁、附帯控訴の理由に対する答弁
証拠申請書	被告（控訴人）の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影
附帯控訴状	標題、日付、宛先、訴訟代理人の郵便番号・住所・職・氏名・電話番号・ファクス番号、附帯被控訴人の郵便番号・住所・職・氏名、訴訟物の価額、貼用印紙額、附帯控訴の趣旨
鑑定申出書	控訴人の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、鑑定人
進行協議期日における質問に対する回答	控訴人の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名
訴訟受継の申立について（報告）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、担当、電話
訴訟受継の申立	被告名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影
訴変更の申立について	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題（事件番号を除く。）、本文、担当、電話
訴変更の申立	被告名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、請求の趣旨
訴訟の結果等について（報告）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、事件名、訴訟の終了形態、判決の言渡し等があった日、判決等の概要、今後の予定
判決書	言渡日、裁判所書記官の所属・氏名・印影、口頭弁論終結日、標題、訴訟代理人の職・氏名、被告（代表者）の氏名、被告指定代理人、主文、裁判官の所属・職・氏名、正本であることの証明
控訴状	標題、日付、宛先、訴訟代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、控訴人の郵便番号・住所・名称、控訴人代表者の職・氏名、訴訟物の価額、貼用印紙額、原判決の表示、控訴の趣旨、控訴の理由
強制執行停止決定申立書	標題、日付、宛先、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、申立人の郵便番号・住所・名称、申立人代表者の職・氏名、申立の趣旨（事件番号を除く。）、申立の理由（事件番号を除く。）
強制執行停止決定	標題、主文、年月日、裁判官の所属・職・氏名、書記官の氏名、申立人の住所・名称、申立人代表者の職・氏名、申立人代理人の職・氏名

供託決定書	日付、供託金額、裁判官の所属・職・氏名、書記官の氏名・印影
供託書	標題、文書番号、申請年月日、供託所の表示、供託者の住所・氏名・印影、供託金額、法令条項、裁判所の名称及び件名等（事件番号を除く。）、供託の原因たる事実、供託金受理日、供託官の所属・職・氏名・印影
指定代理人の指定について	起案等日付、起案者の職・氏名・印影、受信者、発信者、標題、決裁欄の病院局職員の印影、本文（患者氏名、事件番号を除く。）、指定代理人指定書案（事件番号、原告氏名を除く。）
指定代理人の変更（消滅及び指定）について	起案等日付、起案者の職・氏名・印影、受信者、発信者、標題、決裁欄の病院局職員の印影、本文（患者氏名、事件番号を除く。）、訴訟代理権消滅通知書案（事件番号、原告氏名を除く。）、指定代理人指定書案（事件番号、原告氏名を除く。）

別表 2

(1) 民事調停に係る公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
1	平成 15 年 7 月 29 日	ご通知	
2	平成 15 年 12 月 26 日	調停期日呼出状	調停申立書
3	平成 16 年 2 月 24 日	患者 A についての 調停について	
4	平成 16 年 2 月 25 日	患者 A の調停（第 1 回）の結果	準備書面
5	平成 16 年 4 月 13 日	患者 A の調停（第 2 回）の結果	答弁書
6	平成 16 年 6 月 9 日	患者 A の調停（第 3 回）の結果	
7	平成 16 年 7 月 21 日	患者 A の調停（第 4 回）の結果	準備書面
8		調停（患者 A 第 5 回）の報告書	
9	平成 16 年 11 月 8 日	検討依頼書	
10	平成 16 年 11 月 18 日	調停進行経過報告 書（終了）	調停調書、戸籍謄本

(2) 民事訴訟に係る公文書

ア 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書（証拠保全関係）

番号	文書の日付	文書名	添付書類
11	平成 13 年 10 月 23 日	期日呼出状	証拠保全申立書、疎明方法（死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、陳述書、医学書）、決定、借用方依頼、静岡県立こども病院への連絡について（依頼）
12		県立こども病院に おける証拠保全手 続きの立会い	
13	平成 14 年 1 月 30 日	期日呼出状	証拠保全申立書、疎明方法（戸籍謄本、入院証明書、死亡診断書、手術説明書、手術同意書、患者の病状及び患者に対する医療措置を記した文書（甲 6 号証、甲 7 号証）、ご連絡）、証拠保全決定、証拠保全事件のための部屋の借用方について、静岡県立総合病院への連絡について（依頼）

14	平成14年2月13日	復命書	
15	平成15年4月30日	期日呼出状	証拠保全申立書、疎明方法（入院診療計画書、手術説明書、診療情報提供書、診断書、陳述書）、決定、借用方依頼、静岡県立総合病院への連絡について（依頼）
16	平成15年8月7日	期日呼出状	証拠保全申立書、疎明方法（説明用紙、紹介状、医薬品に関する説明書、医学書、戸籍謄本、陳述書）、証拠保全決定
17	平成16年1月22日	期日呼出状	証拠保全申立書、疎明方法（診断書、母子手帳、戸籍謄本、陳述書）、決定、借用方依頼、静岡県立こども病院への連絡について（依頼）
18	平成16年2月3日	期日呼出状	証拠保全申立書、疎明方法（診断書、母子手帳、戸籍謄本、陳述書）、決定
19	平成16年9月21日	期日呼出状	証拠保全申立書、証拠保全決定、疎明方法（陳述書、文献）

イ 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書（口頭弁論関係）

番号	文書の日付	文書名	添付書類
20	平成13年1月 日	訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	
21	平成13年2月27日	〃	準備書面、証拠方法（意見書、医学書）
22	平成13年5月8日	〃	準備書面
23	平成13年6月20日	〃	準備書面、証拠方法（医学書）
24	平成13年9月20日	〃	準備書面、証拠申請書、裁判記録
25	平成14年3月 日	〃	準備書面、証拠方法（意見書）、証人調書、特定の医師の証人調書について
26	平成14年5月20日	〃	準備書面、証拠方法（医学書）
27	平成14年6月18日	訴訟受継の申立について（報告）	訴訟受継の申立
28	平成14年7月1日	訴変更の申立について	訴変更の申立
29	平成14年5月20日	訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	準備書面、証拠方法（医学書）
30	平成14年 月 日	〃	決裁用資料
31	平成14年12月6日	訴訟の結果等につ	判決書、控訴状、強制執行停止決定申立書、強制

		いて（報告）	執行停止決定、供託決定書、供託書
32	平成15年1月24日	指定代理人の指定について	
33	平成15年3月12日	訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	準備書面、答弁書、証拠方法（証拠説明書、内視鏡TV室見取り図、写真、医学書、意見書、陳述書）、附帯控訴状、鑑定の申出書
34	平成15年4月1日	指定代理人の変更（消滅及び指定）について	
35	平成15年7月10日	訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	証拠方法（医学書）、進行協議期日における質問に対する回答
36	平成15年9月18日	〃	準備書面、証拠申請書、証拠方法（医学書）、進行協議期日における質問に対する回答
37	平成15年10月31日	〃	証人調書
38	平成15年12月8日	〃	決裁用資料
39	平成16年2月5日	〃	決裁用資料
40	平成16年3月8日	〃	決裁用資料、和解勧告の受諾について
41	平成16年4月1日	指定代理人の指定について	
42	平成16年4月9日	訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	決裁用資料

ウ 本件処分時に係争中であった民事訴訟に係る公文書

(7) 患者Bに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
43	平成13年2月28日	訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	訴訟進行経過報告書、準備書面
44	平成13年3月 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面
45	平成13年5月16日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面
46	平成13年12月18日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面
47	平成14年3月28日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法（医学書、預金通帳、証拠説明書、領収書、納入通知書兼領収書）
48	平成14年4月12日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法（医学

			書)
49	平成 14 年 5 月 28 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面
50	平成 14 年 月 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面
51	平成 14 年 月 日	〃	訴訟進行経過報告書
52	平成 14 年 11 月 8 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面
53	平成 15 年 1 月 31 日	〃	訴訟進行経過報告書
54	平成 15 年 2 月 2 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (医学書)
55	平成 15 年 4 月 1 日	指定代理人の変更 (消滅及び指定) について	
56	平成 15 年 10 月 25 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	証人調書
57	平成 15 年 12 月 26 日	〃	意見書
58	平成 16 年 2 月 18 日	〃	
59	平成 16 年 4 月 1 日	指定代理人の変更 (消滅及び指定) について	
60	平成 16 年 5 月 14 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (医学書)
61	平成 16 年 7 月 20 日	〃	訴訟進行経過報告書
62	平成 16 年 9 月 23 日	〃	訴訟進行経過報告書、復命書
63	平成 16 年 10 月 23 日	〃	訴訟進行経過報告書、証拠方法 (意見書)
64	平成 16 年 12 月 21 日	〃	訴訟進行経過報告書、証拠方法 (意見書)

(イ) 患者Cに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
65	平成 14 年 7 月 30 日	訴訟の係属につい て (報告)	口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状、訴状、証明 方法 (死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、医学書、 預金金利、陳述書)
66	平成 14 年 9 月 26 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	訴訟進行経過報告書、答弁書
67	平成 14 年 11 月 27 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (心臓 手術後患者さんのご両親へ、医学書)

68	平成 15 年 4 月 1 日	指定代理人の変更 (消滅及び指定) について	
69	平成 15 年 4 月 14 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (静岡県立こども病院の沿革、証拠説明書)
70	平成 15 年 6 月 10 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (静岡県立こども病院における術後早期 C T R、医学書)
71	平成 15 年 9 月 26 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (陳述書、医学書)
72	平成 16 年 2 月 5 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (外来診察経過の詳細、医学書)
73	平成 16 年 4 月 1 日	指定代理人の変更 (消滅及び指定) について	
74	平成 16 年 4 月 26 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (医学書、陳述書、診断書)
75	平成 16 年 7 月 2 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (医学書)
76	平成 16 年 9 月 10 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (医学書)
77	平成 16 年 11 月 16 日	〃	訴訟進行経過報告書、準備書面、証拠方法 (証拠説明書、陳述書、医学書)

(ウ) 患者Dに関する公文書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
78	平成 16 年 1 月 29 日	訴訟の係属	口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状、訴状、証明方法 (入院診療計画書、医師から患者あてに出された文書、診断書)
79	平成 16 年 2 月 13 日	指定代理人の指定 について	
80	平成 16 年 2 月 23 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	訴訟進行経過報告書、答弁書
81	平成 16 年 3 月 30 日	〃	準備書面、求釈明書

82	平成 16 年 4 月 1 日	指定代理人の変更 (消滅及び指定) について	
83	平成 16 年 6 月 3 日	訴訟に係る口頭弁 論等の結果につい て (報告)	訴訟進行経過報告書

(3) 捜査関係事項照会書及び回答書

番号	文書の日付	文書名	添付書類
84	平成 13 年 10 月 16 日	捜査関係事項照会 書	
85	平成 13 年 10 月 16 日	捜査関係事項照会 について (回答)	医師賠償責任保険事故報告書

別表3

(1) 民事調停に係る公文書

文書名	内容
ご通知 (番号1)	標題、日付、相手方の住所・職・氏名、申立人代理人の住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、本文
調停期日呼出状 (番号2)	事件番号、標題、申立人及び法定代理人の氏名、相手方の名称、主文、出頭日時、通知日、書記官の所属・氏名、相手方代表者の氏名、調停の概略
調停申立書	標題、日付、裁判所の名称、申立人代理人の郵便番号・住所・職・氏名・印影・電話番号・ファクス番号、申立人及び法定代理人の郵便番号・住所・氏名、相手方の郵便番号・住所・名所、相手方代表者の職・氏名、申立の価額、貼用印紙額、申立の趣旨、紛争の要点、付属書類
患者Aについての調停について (番号3)	日付、標題、こども病院からの報告内容
患者Aの調停の結果 (番号4ないし8)	日付、標題、調停の内容、次回期日
準備書面	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、標題、日付、裁判所の名称、申立代理人の職・氏名・印影、本文
答弁書	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、標題、日付、裁判所の名称、相手方代理人の職・氏名・印影、経緯
検討依頼書 (番号9)	標題、日付、宛先、相手方代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、当事者、検討事項
調停進行経過報告書 (終了) (番号10)	標題、日付、宛先、相手方代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、本文
調停調書	標題、事件番号、調停期日、場所、裁判官の氏名、調停委員の氏名、書記官の氏名・印影、手続の要領等、当事者の表示並びに出頭状況、申立ての表示、調停条項、戸籍謄本

(2) 民事訴訟に係る公文書

ア 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書 (証拠保全関係)

文書名又は類型	内容
期日呼出状 (番号11、13、15ないし19)	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、期日、場所
証拠保全申立書	標題、日付、宛先、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、申立人の郵便番号・住所・氏名、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、送達先の郵便番号・住所・名称、申立の趣旨、申立の理由、疎明方法、付属書類、保全目録

証拠保全申立書に添付された疎明方法	死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、陳述書、医学書、入院証明書、手術説明書、手術同意書、患者の病状及び患者に対する医療措置を記した文書（甲6号証、甲7号証）、ご連絡、入院診療計画書、診療情報提供書、診断書、説明用紙、紹介状、医薬品に関する説明書、母子手帳、文献
証拠保全決定	事件番号、標題、決定文、主文、日付、裁判官の所属・職・氏名、正本であることの証明、書記官の所属・職・氏名・印影、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名、申立人の郵便番号・住所・氏名、相手方の郵便番号・住所・名称、相手方代表者の職・氏名、検証先の郵便番号・住所・名称、保全目録
借用方依頼	事件番号、申立人の氏名、相手方の名称、日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、日時、場所
静岡県立総合（こども）病院への連絡について（依頼）	日付、宛先、書記官の所属・職・氏名・印影、標題、本文、事件番号、申立人の氏名
県立こども病院における証拠保全手続きの立会い（番号12）	決裁欄の病院局職員の印影、標題、患者の概要、相手側証拠保全申請理由、証拠保全の概要、今後の対応、その他
復命書（番号14）	標題、決裁欄の病院局職員の印影、出張年月日、出張先、用件、内容、日付、出張者の職・氏名・印影、宛先、別紙のうち標題、患者の概要、相手側証拠保全申請理由、証拠保全の概要、今後の対応

イ 本件処分時に確定していた民事訴訟（口頭弁論関係）又は係争中であった民事訴訟に係る公文書

文書名又は類型	内容
訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）（番号20ないし26、29、30、33、35ないし40、42ないし54、56ないし58、60ないし64、66、67、69ないし72、74ないし77、80、81、83）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、事件名、日時、区分、概要、次回期日
準備書面	事件番号、原告（被控訴人）の氏名、被告（控訴人）の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、本文
準備書面に添付された証拠方法	意見書、証拠説明書、内視鏡TV室の見取り図、写真、陳述書、医学書、預金通帳、領収書、納入通知書兼領収書、心臓手術後患者さんのご両親へ、静岡県立こども病院の沿革、静岡県立こども病院における

	術後早期CTR、外来診察経過の詳細
答弁書	事件番号、控訴人の名称、被控訴人の氏名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、附帯控訴の趣旨に対する答弁、附帯控訴の理由に対する答弁、控訴理由に対する反論別紙
証拠申請書	事件番号、原告（被控訴人）の氏名、被告（控訴人）の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、人証の表示、尋問事項
証人調書	標題、事件の表示、期日、氏名、年齢、住所、宣誓その他の状況、陳述の要領
附帯控訴状	標題、日付、宛先、訴訟代理人の郵便番号・住所・職・氏名・電話番号・ファクス番号、附帯控訴人の郵便番号・住所・氏名、附帯被控訴人・郵便番号・住所・職・氏名、訴訟物の価額、貼用印紙額、事件番号、附帯控訴の趣旨、附帯控訴の理由
鑑定の申出書	事件番号、控訴人の名称、被控訴人の氏名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、鑑定事項、立証趣旨、鑑定人
進行協議期日における質問に対する回答	事件番号、控訴人の名称、被控訴人の氏名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名、本文
訴訟進行経過報告書	標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名、本文、裁判年月日、当事者名、報告事項、次回期日、添付書類、連絡事項
求釈明書	事件番号、原告の氏名、被告の名称、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、本文
意見書	宛先、日付、標題、訴訟代理人の職・氏名、本文
復命書	標題、日時、場所、原告側出席者、被告側出席者、内容
裁判記録	標題、原告の氏名、日時、場所、原告側出席者、被告側出席者、状況
決裁用資料	標題、出席者、期日の内容
特定の医師の証人調書について	日付、宛先、発信者の職・氏名、標題、本文
和解勧告の受諾について	文書記号、日付、宛先、発信者、標題、本文
訴訟受継の申立について（報告）（番号27）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、担当、電話
訴訟受継の申立	事件番号、被告名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、本文、原告氏名
訴変更の申立について（番号28）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、担当、電話
訴変更の申立	事件番号、原告氏名、被告名、標題、日付、宛先、訴訟代理人の職・氏名・印影、請求の趣旨、請求の原因
訴訟の結果等について（報告）（番号31）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、事件名、訴訟の終了形態、判決の言渡し等があった日、判決等の概要、今後の予定

判決書	言渡日、裁判所書記官の所属・氏名・印影、事件番号、口頭弁論終結日、標題、原告の住所・氏名、訴訟代理人の職・氏名、被告（代表者）の氏名、被告指定代理人、主文、事実、理由、裁判官の所属・職・氏名、正本であることの証明
控訴状	標題、日付、宛先、訴訟代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、控訴人の郵便番号・住所・名称、控訴人代表者の職・氏名、被控訴人の郵便番号・住所・氏名、訴訟物の価額、貼用印紙額、事件番号、原判決の表示、控訴の趣旨、控訴の理由
強制執行停止決定申立書	標題、日付、宛先、申立人代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、申立人の郵便番号・住所・名称、申立人代表者の職・氏名、被申立人の郵便番号・住所・氏名、申立の趣旨、申立の理由
強制執行停止決定	事件番号、標題、主文、年月日、裁判官の所属・職・氏名、書記官の氏名、申立人の住所・名称、申立人代表者の職・氏名、申立人代理人の職・氏名、被申立人の住所・氏名
供託決定書	事件番号、日付、被申立人の氏名、供託金額、裁判官の所属・職・氏名、書記官の氏名・印影
供託書	標題、文書番号、申請年月日、供託所の表示、供託者の住所・氏名・印影、被供託者の住所・氏名、供託金額、法令条項、裁判所の名称及び件名等、供託の原因たる事実、供託金受領日、供託官の所属・職・氏名・印影
指定代理人の指定について（番号 32、41、79）	起案等日付、起案者の職・氏名・印影、受信者、発信者、標題、決裁欄の病院局職員の印影、本文、指定代理人指定書案
指定代理人の変更（消滅及び指定）について（番号 34、55、59、68、73、82）	起案等日付、起案者の職・氏名・印影、受信者、発信者、標題、決裁欄の病院局職員の印影、本文、訴訟代理権消滅通知書案、指定代理人指定書案
訴訟の係属について（報告）（番号 65、78）	決裁欄の病院局職員の印影、文書記号、文書番号、日付、宛先、発信者、標題、本文、担当、電話
口頭弁論期日呼出及び答弁書催告状	事件番号、原告の氏名、被告の名称、標題、日付、宛先、裁判所書記官の氏名・印影・電話番号・ファクス番号、本文
訴状	標題、宛先、日付、訴訟代理人の郵便番号・住所・電話番号・ファクス番号・職・氏名・印影、原告の郵便番号・住所・氏名、被告の郵便番号・住所・名称・代表者・職・氏名、訴訟物の価額、貼用印紙額、請求の趣旨、請求の原因、証明方法、附属書類
訴状に添付された証明方法	死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、医学書、預金金利、陳述書、入院診療計画書、医師から患者あてに出された文書

(3) 捜査関係事項照会書及び回答書

文書名	内容
捜査関係事項照会書(番号84)	標題、番号、日付、宛先、警察員の所属・職・氏名・印影、本文、照会事項、照会警察署の所在地、担当者氏名、電話番号
捜査関係事項照会について(回答)(番号85)	日付、宛先、差出人、標題、本文
添付書類	医師賠償責任保険事故報告書

別表 4

(1) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書（証拠保全関係）

文書名又は類型	内容
証拠保全申立書	申立の理由
証拠保全申立書に添付された疎明方法	死亡届、死亡診断書、戸籍謄本、陳述書、入院証明書、手術説明書、手術同意書、患者の病状及び患者に対する医療措置を記した文書（甲6号証、甲7号証）、入院診療計画書、診療情報提供書、診断書、説明用紙、紹介状、母子手帳
県立こども病院における証拠保全手続きの立会い	患者の概要、相手側証拠保全申請理由
復命書	別紙のうち患者の概要、相手側証拠保全申請理由

(2) 本件処分時に確定していた民事訴訟に係る公文書（口頭弁論関係）

文書名又は類型	内容
訴訟に係る口頭弁論等の結果について（報告）	概要
準備書面	本文
準備書面に添付された証拠方法	意見書のうち本文、証拠説明書のうち意見書の記載内容の引用部分、陳述書の全部
答弁書	控訴理由に対する反論別紙
証拠申請書	人証の表示、尋問事項
証人調書	陳述の要領
附帯控訴状	附帯控訴の理由
鑑定の申出書	鑑定事項、立証趣旨
進行協議期日における質問に対する回答	本文
裁判記録	状況
決裁用資料	期日の内容
特定の医師の証人調書について	本文
和解勧告の受諾について	本文
訴変更の申立	請求の原因
判決書	事実及び理由

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 17 年 9 月 15 日	諮問を受け付けた。	
同 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 24 日	審議	第 183 回
平成 18 年 4 月 19 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 4 月 24 日	審議、実施機関の意見を聴取した。	第 184 回
平成 18 年 5 月 18 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 5 月 29 日	審議	第 185 回
平成 18 年 6 月 26 日	審議、異議申立人の意見を聴取した。	第 186 回
平成 18 年 7 月 31 日	審議	第 187 回
平成 18 年 8 月 28 日	審議	第 188 回
平成 18 年 9 月 22 日	審議	第 189 回
平成 18 年 10 月 30 日	審議	第 190 回
平成 18 年 11 月 21 日	審議	第 191 回
平成 18 年 12 月 21 日	審議	第 192 回
平成 19 年 1 月 22 日	審議	第 193 回
平成 19 年 2 月 20 日	審議	第 194 回
平成 19 年 3 月 26 日	審議	第 195 回

平成 19 年 4 月 23 日	審議	第 196 回
平成 19 年 5 月 28 日	審議	第 197 回
平成 19 年 6 月 25 日	審議	第 198 回
平成 19 年 7 月 23 日	審議 (答申)	第 199 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等 (氏名は、五十音順)

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上 野 征 洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 183 回～第 190 回、 第 193 回～第 199 回
大 村 知 子	静岡大学 教育学部教授	第 183 回～第 186 回、 第 188 回、第 190 回～ 第 194 回、第 196 回～ 第 199 回
小 野 森 男	弁護士	第 183 回～第 199 回
佐 藤 登 美	静岡県看護協会会長	第 183 回～第 199 回
田 中 克 志	静岡大学 法科大学院教授	第 183 回～第 199 回
山 中 崇 弘	静岡新聞社 顧問	第 183 回、第 185 回～ 第 199 回